

区民会議の設置に向けた諸規定の整備について

総合企画局政策部

1 制定目的及び制定時期

	制定する目的	制定時期等
条 例	区民会議を設置するために必要な、各区に共通する基本的な事項を定めるために制定します。	施行期日は、平成 18 年 4 月 1 日を予定しています。
施行規則	条例に定めるほかに、各区に共通する区民会議の組織に関する事項を定めるために制定します。	施行期日は、条例の施行に合わせる予定です。
区ごとに定める事項	条例及び規則に定めるほかに、各区における区民会議の組織及び運営に関する事項を定めます。	試行の区民会議委員や区民からの意見などを参考にしながら、各区が制定します。

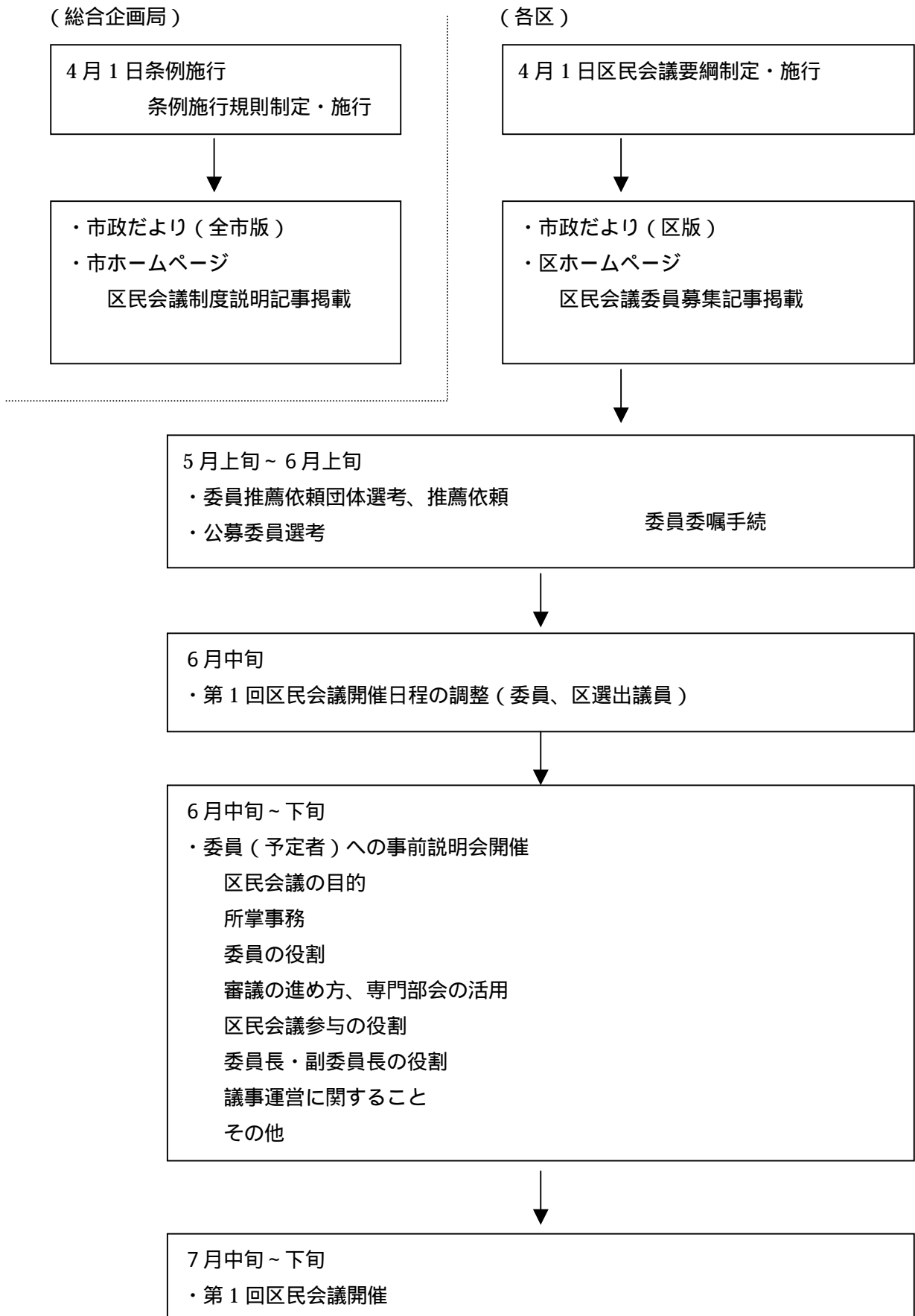
2 規定する項目の構成イメージ（資料 1 - 2 参照）

3 区民会議及び区行政改革のスケジュール概要

区民会議の調査審議の結果を区における課題の解決に繋げるためには、区役所機能の強化を図る必要があることから、条例の施行時期に合わせて「区における総合行政の推進に関する規則」を定めるとともに、「区予算の充実」、「庁内の組織体制の整備」などを併せて推進します。

	区民会議	区における総合行政の推進に関する規則	予算・組織
1 月	・パブリックコメント 結果公表（下旬）	・規則案検討 ・規則案策定作業	・区予算充実に向けた調整 ・区の機能強化に向けた体制整備の検討
2 月	・第 1 回定例会条例議案提出		
3 月	・施行規則案策定作業 ・各区要綱案策定作業		
4 月	・区民会議条例、規則施行 ・各区要綱施行	・規則施行	・実施
5 月 ～ 7 月	・委員募集、推薦依頼 ・委員選考、委嘱手続 ・委員への事前説明 ・第 1 回区民会議 委員長等選出 会議運営要領決定		

4 第1回区民会議開催までの流れ（各区の流れは区によって異なります。）



区民会議の組織及び運営に関する諸規定の構成イメージ

総合企画局政策部

条例及び条例施行規則に規定する各区に共通する事項		区ごとに定める事項のイメージ
条例案(項目)	条例施行規則素案	
第1条(目的及び設置)	・区民会議条例第4条第2項第1号及び第12条に基づき、各区に共通する区民会議の組織に関し必要な事項を定める。	・区民会議は、各区それぞれの特性に合わせた組織及び運営が重要である。 ・このため、条例及び規則に定める各区に共通する事項のほか、区民会議の組織に関する事項は区長が定め、区民会議の運営に関する事項については、区民会議が自主的に定める。
第2条(名称)		
第3条(所掌事務)	・区民会議は、委員が自身の活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題その他の方法により把握した課題から、調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。	・課題の把握、調査審議事項としての選定に関する具体的な事項 ・条例第3条第2号に関わる調査審議事項について、具体的な事項 ・調査審議結果の区長への提出に関すること。
第4条(組織等)		・委員定数に関すること
第4条第2項第1号(団体推薦委員)	・区民会議条例第4条第2項第1号に規定する団体推薦委員選任に関する活動の分野は、次のものとする。 (1) 防災又は地域の交通環境の向上など安全で快適な暮らしをつくる分野 (2) 福祉の推進又は健康の増進など幸せな暮らしを支え合う分野 (3) 子育て又は教育など人を育て心を育む分野 (4) 緑の保全又はごみの抑制など自然環境や生活環境を向上させる分野 (5) 産業の振興又は都市拠点の形成などまちの活力を高める分野 (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野 (7) 地域の自治活動や市民活動など市民自治を振興させる分野 (8) その他区の地域特性に応じた課題に関する分野	・団体推薦委員の選任に関すること(団体推薦委員数、団体推薦分野、団体の選定に関する事項等)
第4条第2項第2号(公募委員)		・公募委員選任の手續に関する規定(公募委員数、応募方法、選考方法等)
第4条第2項第3号(その他委員)		・性別、世代、地域のバランスのほか、様々な立場からの選任への配慮に関する具体的な事項
第4条第3項(委員の任期)	・区長は、委員に欠員が生じたときは補欠委員を選任することができる。	
第4条第4項(再任)		・委員の再任に関する具体的な事項
第5条(委員長及び副委員長)		・委員長及び副委員長に関すること

条例及び条例施行規則に規定する各区に共通する事項		区ごとに定める事項のイメージ
条例案(項目)	条例施行規則素案	
第6条(会議)		<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議の議事運営は、委員間で議論を尽くし全員の合意に基づくことを原則とする。 ・会議運営に関して必要な事項(回数、開催時期、開催時間帯等) ・会議運営の事前調整について必要な事項(世話人会・幹事会の設置等) ・会議運営における委員の役割分担に関する事項 ・全員一致によらない場合の決し方 ・会議録の確認のルール等
第7条(専門部会)	<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議は、必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は、専門的な事項に関する調査検討を行うものとする。 ・専門部会に属する委員は、委員長が区民会議に諮って定める。 ・専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。 ・専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。 ・専門部会は、専門部会の事務を掌理し、調査検討の経過及び結果を区民会議に報告する。 ・専門部会は、調査検討を終えたとき又は委員の任期が終了したときに解散する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の設置及び解散に関して必要な事項 ・専門部会を構成する委員の選任に関する事項 ・専門部会における委員の役割分担に関する事項 ・専門部会運営に際して区民会議の承認を要する事項(開催頻度、結果報告時期等) ・部会長の選任方法に関する事項 ・部会長の役割に関する事項 ・専門部会への関係者の出席に関する事項
第8条(関係者の出席)		<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の出席に関して必要な事項
第9条(区民会議参与)		
第10条(区長等の役割)		
第11条(庶務)		<ul style="list-style-type: none"> ・区民会議の庶務に関する庁内の役割分担等
第12条(委任)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例及び規則で定める各区に共通する事項のほか、区民会議の組織について必要な事項は、区長が定める。 	

川崎市区民会議条例（案）

（目的及び設置）

第 1 条 区民（川崎市自治基本条例（平成 16 年川崎市条例第 60 号）第 22 条第 1 項に規定する区民をいう。以下同じ。）の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

（名称）

第 2 条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

（所掌事務）

第 3 条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- （2）前号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

（組織等）

第 4 条 区民会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
- （2）区民会議の委員に応募した者
- （3）その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（専門部会）

第 7 条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

（関係者の出席）

第 8 条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（区民会議参与）

第 9 条 川崎市の議会の議員及び神奈川県議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

（区長等の役割）

第 10 条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

（庶務）

第 11 条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

（委任）

第 12 条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。